

平成21年5月臨時県議会提出予定議案の概要説明書

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例																																																																						
主管課	人事課																																																																						
内 容	<p>【改正の概要】</p> <p>1 県人事委員会の勧告等に基づき、本年6月に支給する知事等及び職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、暫定的に引下げる特例措置を実施します。</p> <p>(1) 知事等特別職、教育長、任期付研究員及び任期付職員          [改正条例] 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例          教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例          一般職の任期付研究員の採用等に関する条例          一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <table border="1" data-bbox="480 584 1206 696"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行 の支給割合</th> <th>平成21年6月 の支給割合</th> <th>引下げ割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>160/100</td> <td>145/100</td> <td>▲15/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※知事等特別職及び教育長の支給割合は、国家公務員の指定職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計に準じた引き下げ。</p> <p>(2) その他の一般職員          [改正条例] 職員の給与に関する条例          教育職員の給与に関する条例</p> <table border="1" data-bbox="480 891 1485 1263"> <thead> <tr> <th colspan="2">職員の区分</th> <th>手当区分</th> <th>現行支給割合</th> <th>暫定支給割合</th> <th>改定割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">再任用職員 以外の職員</td> <td rowspan="2">特定幹部職員 以外の職員</td> <td>期末手当</td> <td>140/100</td> <td>125/100</td> <td>▲15/100</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>75/100</td> <td>70/100</td> <td>▲5/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定幹部職員</td> <td>期末手当</td> <td>120/100</td> <td>110/100</td> <td>▲10/100</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>95/100</td> <td>85/100</td> <td>▲10/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">再任用職員</td> <td rowspan="2">特定幹部職員 以外の職員</td> <td>期末手当</td> <td>75/100</td> <td>70/100</td> <td>▲5/100</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>35/100</td> <td>30/100</td> <td>▲5/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特定幹部職員</td> <td>期末手当</td> <td>65/100</td> <td>60/100</td> <td>▲5/100</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>45/100</td> <td>40/100</td> <td>▲5/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平成18年度から県の危機的な財政状況を理由に実施している給与の減額措置について、本年6月に支給する一般職の職員の期末・勤勉手当に限り、特例的に適用を除外します。(知事等特別職の減額措置は、引き続き実施。)</p> <p>なお、1の支給割合の引下げにより、財政事情による減額措置を実施しない場合にも、職員の受ける期末・勤勉手当の額は、減額となります。</p> <p>[改正条例] 知事等及び職員の給与の特例に関する条例</p> <p>&lt;参考&gt;給与減額措置の状況(平成21年度)</p> <p>○特別職</p> <table border="1" data-bbox="480 1637 903 1805"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>▲2.5%</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>▲1.8%</td> </tr> <tr> <td>その他の特別職</td> <td>▲1.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※期末手当に反映</p> <p>○一般職員</p> <table border="1" data-bbox="480 1850 903 2058"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長、次長級職員</td> <td>▲6.0%</td> </tr> <tr> <td>その他の管理職員</td> <td>▲4.5%</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>▲3.0%</td> </tr> <tr> <td>若年層職員</td> <td>▲2.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 期末・勤勉手当を含む給料月額を基礎額とする全ての手当に反映          ※2 管理職手当については、別途▲7.5%減額</p>		現行 の支給割合	平成21年6月 の支給割合	引下げ割合	期末手当	160/100	145/100	▲15/100	職員の区分		手当区分	現行支給割合	暫定支給割合	改定割合	再任用職員 以外の職員	特定幹部職員 以外の職員	期末手当	140/100	125/100	▲15/100	勤勉手当	75/100	70/100	▲5/100	特定幹部職員	期末手当	120/100	110/100	▲10/100	勤勉手当	95/100	85/100	▲10/100	再任用職員	特定幹部職員 以外の職員	期末手当	75/100	70/100	▲5/100	勤勉手当	35/100	30/100	▲5/100	特定幹部職員	期末手当	65/100	60/100	▲5/100	勤勉手当	45/100	40/100	▲5/100	職員の区分	減額率	知事	▲2.5%	副知事	▲1.8%	その他の特別職	▲1.5%	職員の区分	減額率	部長、次長級職員	▲6.0%	その他の管理職員	▲4.5%	一般職員	▲3.0%	若年層職員	▲2.6%
		現行 の支給割合	平成21年6月 の支給割合	引下げ割合																																																																			
期末手当	160/100	145/100	▲15/100																																																																				
職員の区分		手当区分	現行支給割合	暫定支給割合	改定割合																																																																		
再任用職員 以外の職員	特定幹部職員 以外の職員	期末手当	140/100	125/100	▲15/100																																																																		
		勤勉手当	75/100	70/100	▲5/100																																																																		
	特定幹部職員	期末手当	120/100	110/100	▲10/100																																																																		
		勤勉手当	95/100	85/100	▲10/100																																																																		
再任用職員	特定幹部職員 以外の職員	期末手当	75/100	70/100	▲5/100																																																																		
		勤勉手当	35/100	30/100	▲5/100																																																																		
	特定幹部職員	期末手当	65/100	60/100	▲5/100																																																																		
		勤勉手当	45/100	40/100	▲5/100																																																																		
職員の区分	減額率																																																																						
知事	▲2.5%																																																																						
副知事	▲1.8%																																																																						
その他の特別職	▲1.5%																																																																						
職員の区分	減額率																																																																						
部長、次長級職員	▲6.0%																																																																						
その他の管理職員	▲4.5%																																																																						
一般職員	▲3.0%																																																																						
若年層職員	▲2.6%																																																																						
施行日	公布の日																																																																						